

事務連絡
令和3年6月3日

各都道府県
配偶者暴力相談支援センター主管部（局） 御中

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課

組合員等からの暴力等を受けた者の取扱い等について

今般、組合員等からの暴力等を受けた者（以下「被害者」という。）に係る組合員の世帯に属する者の認定の取扱い、第三者行為による傷病についての保険診療による受診の取扱い及び被害者等に係る医療費通知の取扱いについて、これまでの「配偶者からの暴力を受けた者の取扱い等について」（平成20年2月27日付け保国発第0227001号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知。以下「平成20年通知」という。）の取扱いを踏まえつつ、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定）に基づき、平成20年通知は廃止し、別紙1のとおり「組合員等からの暴力等を受けた者の取扱い等について」（令和3年5月31日保国発0531第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）に基づく取扱いとしたことから、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長宛に送付されております。

各都道府県におかれましては、別紙の内容について御了知の上、配偶者暴力相談支援センター等関係機関及び管内市区町村（指定都市、中核市を含む。）に対し、広く周知いただくとともに、適切なお対応をお願いします。

<参考>

（別紙1）

「組合員等からの暴力等を受けた者の取扱い等について」（令和3年5月31日保国発0531第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）

（別紙2）

「組合員等からの暴力を受けた者の取扱い等に関するQ&Aについて」（令和3年5月31日厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）